

## 第 2 1 回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和 2 年 2 月 2 5 日 1 3 時 3 0 分
- 開催場所 阿南市役所 6 0 2 会議室
- 出席委員 竹内部長・久米寛治委員・岡部委員・中村委員・久米博委員・森委員・  
阪井委員・吉岡委員・厚田委員・久積委員・萩野委員・服部委員・  
佐竹委員・井出委員・植田委員・亀井委員
- 欠席委員 南部副部長・幸田委員
- 市瀬局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第 2 7 条第 3 項により会議  
の有効性を報告
- 竹内部長 (部長挨拶)  
それでは第 2 1 回農地部定例会を始めさせていただきます。  
本日の議事録署名者は那賀川地区の井出委員と羽ノ浦地区の植田委員にお  
願いします。  
それでは、本日の議事に入りたいと思います。  
第 1 号議案 非農地証明願について  
第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
第 3 号議案 買受適格証明願による申請について (3 条)  
第 4 号議案 農地法の規定による許可申請の取下 (取消) について (5 条)  
第 5 号議案 農地法第 5 条の規定による事業計画変更について  
第 6 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
第 7 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について  
ただし、農業委員会等に関する法律第 3 1 条により、第 7 号議案 農業経  
営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 (利用権の設定) 1 2 ページ  
の No. 1 6 については〇〇〇〇〇、1 9 ページの No. 5 1 については〇〇〇〇  
〇の案件であるため別途審議とし、この案件以外を一括上程いたします。  
議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますので  
ご報告をお願いします。椿地区からお願いします。
- 久米寛治委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区は 2 月 2 0 日に福井公民館にお  
いて福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。  
その結果を報告させていただきます。  
議案書の 9 ページをお開きください。第 7 号議案「委員による朗読・説明」

法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長 次に、福井地区お願いします。

岡部委員 それでは福井地区からご報告します。福井地区は2月20日に福井公民館において椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の10ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長 次に、橘地区お願いします。

岡部委員 それでは橘地区からご報告します。橘地区は2月20日に福井公民館において椿地区、福井地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の11ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、橘地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長 次に、新野地区お願いします。

中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は2月19日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の11ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

す。

竹内部長 次に、桑野地区お願いします。

森委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は2月20日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の12ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

竹内部長 次に、見能林地区お願いします。

阪井委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は2月21日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の14ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

竹内部長 続きまして富岡地区からご報告します。富岡地区は2月21日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の15ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

竹内部長 次に、宝田地区お願いします。

厚田委員 続きまして宝田地区からご報告します。宝田地区は2月21日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の16ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

竹内部長 次に、長生地区お願いします。

久積委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は2月20日に事務局にて中野島と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の17ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

竹内部長 次に、中野島地区お願いします。

萩野委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は2月20日に事務局にて長生と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の18ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

竹内部長 次に、大野地区お願いします。

服部委員 それでは大野地区からご報告します。大野地区は2月20日に上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させて

いただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案 No. 5については、後ほど事務局から説明をいただきます。

議案書の20ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

事務局

議案書3ページの第2号議案 No. 5について経緯を説明させていただきます。先月の定例会で許可相当の判断をいただきましたが、許可書を発行するまでの間に、譲渡人が未成年者であることに気が付いて、未成年が申請する場合は、親権者及び法定代理人の同意が必要となります。申請代理人に親権者等の同意を求めましたが、同意はできないとのご回答でしたので、取り下げよう指導いたしました。その後、取下げ書の提出がありましたが、議案書作成後で、反映することができなかつたため、今月の議案に上げさせていただきます格好になります。

服部委員

ただいま、事務局から説明がありましたが、既に取下げ書が20日付で提出されていますが、継続審議と致します。来月の議案で正式に承認させていただきますと思いますので、よろしくお願い致します。

竹内部長

次に、加茂谷地区お願いします。

佐竹委員

それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は2月21日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の22ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長

次に、那賀川地区お願いします。

井出委員

それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は、2月20日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の8ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の22ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

竹内部長 次に、羽ノ浦地区お願ひします。

植田委員 それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は2月21日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の26ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

竹内部長 それでは、それぞれの地区からご報告いただきましたが、別途審議を行いますので、ご意見、ご質問がありましたら発言願ひします。

竹内部長 それでは、意見もないようなので、この案件について採決したいと思いますが、農業委員会等に関する法律第31条により〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇には、採決の間、退室をお願ひします。

(〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇 退室)

竹内部長 議事を再開します。

それでは、議案書12ページのNo.16、19ページのNo.51について、承認してよろしいか。

一同 異議なし

竹内部長 それでは、議案書12ページのNo.16、19ページのNo.51について、承認といたします。

退室した〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇に入室してもらってください。

(〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇 入室)

- 竹内部長 議事を再開いたします。それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。
- 阪井委員 議案書4ページの第2号議案 No. 7ですが、登記面積が548㎡で申請面積が528㎡となっていますが、何かあるのですか。
- 事務局 申請書を確認しましたが、申請面積は登記面積と同じ548㎡が正しいので、修正をお願いします。
- 久積委員 議案書13ページの第7号議案 No. 19とNo. 20ですが、土地の所在地や申請面積も同じなのに、なぜ2つ記載されているのか。
- 久米博委員 1筆の農地を2人の借受人が半分に割って耕作していたということです。No. 19の方は前に借りていた人が体調を崩し、耕作できなくなったので、今回新たに別の人が借りて耕作することになったので、新規となっています。
- 久米博委員 議案書7ページの第5号議案 No. 1ですが、ブルーベリーに変えて出荷とかはできるのか。
- 事務局 計画では出荷もしますし、既に近隣のハウスで苺を作っており、それと合わせて観光農園として経営していくとなっております。
- 久積委員 議案書16ページの第7号議案 No. 41ですが、期間が21年となっていますが、珍しいけど、何か意味があるのか。
- 事務局 申出書を確認しましたが、期間に誤りはございません。21年にした理由は、よくわかりません。
- 岡部委員 議案書の第7号議案で新規で中間管理機構に預ける場合、借受人の欄が農業開発公社となっていたはずですが、議案書の書き方が変わったのか。それもと何か違う案件なのか。
- 事務局 これまでは、土地所有者（貸付人）が中間管理機構に預けるまでに関しては市が公告し、それから先、中間管理機構が耕作人に貸すことに関しては、

県が公告しておりましたので、市が公告する部分を審議しておりました。昨年11月に機構法が改正され、先に耕作人が決まっている場合は、まとめて市が公告できるようになったことから、このように表記しております。

竹内部長            それでは他に意見もありませんので、ただいまの審議の結果を事務局より報告してもらいます。

市瀬局長            報告します。第21回農地部定例会議案、第1号議案から第7号議案のうち、第2号議案No.5については継続審議とし、その他の議案については、全て承認です。

竹内部長            只今事務局から報告のとおり決定してよろしいか。

一同                異議なし

竹内部長            それでは報告のとおり承認します。  
以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

竹内部長            他にないですか。ないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

事務局              特にありません。

竹内部長            以上をもちまして、第21回農地部定例会を閉会いたします。次回は、3月25日で予定いたしております。本日は大変ご苦労さまでした。

閉                  会